

## 第二期 鹿島市子ども・子育て支援事業計画について

### 1. 策定経過

平成 27 年度 4 月より「子ども・子育て支援新制度」※スタート

→ これを受け鹿島市でも平成 27 年 3 月に第一期計画(H27～H31(R1))を策定、

**令和 2 年 3 月に第二期計画(R2～R6)を策定。**

(参考：第二期鹿島市子ども・子育て支援事業計画書 P106)

※子ども子育て支援新制度とは…

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を進めています。

### 2. 本計画と子ども・子育て会議の位置付け

鹿島市子ども・子育て支援事業計画



== 鹿島市子ども・子育て会議 ==

構成員：学識経験者、教育・保育施設代表、子育ての当事者、労働団体等

※任期は 2 年間



- 協議事項（例）
- 子どもの数や保護者の施設・事業の利用意向などを勘案して作成
  - 教育保育施設などの利用定員数、量の見込みと確保方策
  - 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### <子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項>

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

### 3. 子ども・子育て会議の概要

子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項（※）により、「市町村は条例で定めるところにより次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする。」

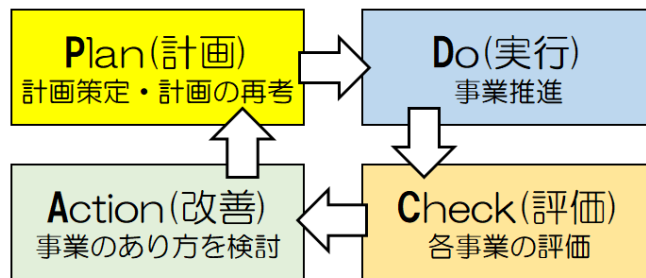
→本市でも鹿島市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 9 月 30 日）を制定。

- 教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員の設定
- 事業の点検・評価
- 計画の策定・見直し

※子ども家庭庁設置法の施行に伴い 77 条第 1 項から第 72 条第 1 項へ改正。子ども・子育て会議条例の内容の変更はありません。

### 4. 計画の点検・評価について

関係機関等（保育所、幼稚園、小学校等）との連携および PDCA のイメージに従い事業計画を推進し、各種事業の点検・評価を実施します。



（第二期鹿島市子ども・子育て支援事業計画書 P50 より）

### 5. 点検・評価のスケジュール（案）

R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画策定	施策・事業の 実施把握	施策・事業の 実施把握	施策・事業の 実施把握	施策・事業の 実施把握	施策・事業の 実施把握
		R2 年度の 点検評価	R3 年度の 点検・評価	R4 年度の 点検・評価	R5 年度の 点検・評価
			計画の見直し	第三期計画 ニーズ調査	第三期計画 策定 (約 4 回会議予定)

※国の動向や社会的背景の変化により協議案件は変更します。